

ケアプランセンター すまいる青葉 指定介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社シャイニングライフが開設する、ケアプランセンター すまいる青葉（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (3) 事業の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ケアプランセンター すまいる青葉
- 2 所在地 熊本県荒尾市四ツ山町一丁目 103 番 2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 1名以上（管理者と兼務）
介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日
月曜日から金曜日までとする。
- 2 営業時間
午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 電話等により24時間常時受付等が可能な状態とする。

(指定居宅介護支援事業所の提供方法及び内容)

第6条 介護支援専門員は、定期または随時、利用者を訪問し、利用者の心身の状況等、その課題を分析し、支援を行うものとし、その主な内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 : 第3条に規定する事業所内の相談室、利用者宅
- (2) 使用する課題分析票 : 居宅サービス計画ガイドライン（使用ソフト：ほのぼの）
- (3) 介護支援専門員の居宅訪問・モニタリングの結果の記録の頻度 : 少なくとも月1回

- (4) サービス担当者会議の開催場所、頻度 : 事業所内の相談室や関係事業所の相談室・利用者宅など、個人情報の保護が図られる場所を活用し、身体的・精神的に変化がある場合などに随時開催。
- (5) 主な支援の内容 : 居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は法定代理受領分は無料とし法定代理受領分以外は、介護報酬の告示上の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- (1) 実施地域の境界から、片道9キロメートル未満 0円
- (2) 実施地域の境界から、片道10キロメートル以上 10円/1キロメートルあたり
- 3 前項の交通費の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対してその額等の説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大牟田市、みやま市、荒尾市、玉名郡南関町、久留米市の区域とする。

(研修の確保)

第9条 居宅介護支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年3回

(秘密保持)

第10条 従業者及び従業者であったものは、利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第14条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメントに関して)

第15条 職場におけるハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等）及び利用者またはその家族から従業者が受けるハラスメント（カスタマーハラスメント）に関しては、従業者の安全を確保するために、次のとおりの対策を定めるものとする。

- (1) ハラスメント対策に関する方針の明確化
- (2) ハラスメントに対する相談窓口の設置
- (3) ハラスメントに関する研修の実施
- (4) その他、ハラスメント対策として有効と考えられる施策

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、株式会社シャイニングライフと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2 文書の保存は完結した時から5年間保存する

(付則)

この規程は、2019年11月 1日から施行する。
2021年 4月 1日から施行する。
2022年11月 1日から施行する。
2023年 2月15日から施行する。
2023年 4月 1日から施行する。
2023年 8月23日から施行する。
2023年 9月15日から施行する。
2024年 1月 4日から施行する。
2024年 1月24日から施行する。
2024年 4月 1日から施行する。
2024年 4月15日から施行する。